

港北区寄り添い型生活支援事業 生活支援専門員派遣に係る実施要領

制 定 令和5年3月29日 港北こ第6000号(港北区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱(平成28年3月9日施行。以下「要綱」という。)第7条第2項及び第23条の規定に基づき、港北区(以下「区」という。)が独自に実施する寄り添い型生活支援事業の生活支援専門員の派遣事業に係る必要な事項を定めるものである。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は区とし、生活支援専門員の派遣については要綱第2条及び第3条第2項により区が選定した寄り添い型生活支援事業の運営法人(以下「運営法人」という。)が実施する。

(生活支援専門員の派遣対象者)

第3条 生活支援専門員の派遣対象者は、要綱第4条に掲げる者のうち、支援の必要性、派遣体制等を考慮した上で、港北福祉保健センター長(以下、「センター長」という。)が選定する。

(支援内容)

第4条 生活支援専門員は、運営法人の生活支援スタッフの指示の下、要綱第7条第1項に掲げる事業のうち第2号を除く各号のうち、特に不登校の利用者に対する登校支援、寄り添い型生活支援事業支援定着支援、自宅での生活習慣・生活能力の獲得支援を、個々の利用者の家庭等に訪問して実施するものとする。

(生活支援専門員の要件等)

第5条 生活支援専門員は、本事業の目的を理解し、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、小・中学生等の支援について熱意がある者でなければならない。また、生活支援専門員は、「誓約書 寄り添い型生活支援事業で従事するにあたり」(要綱第2号様式)に必要な事項を記載のうえ、運営法人の統括責任者に提出しなければならない。なお、生活支援専門員は前条の支援に必要な人数を運営法人が配置するものとし、要綱第11条第2項第1号から第3号の職員は、生活支援専門員を兼務できるものとする。

(生活支援専門員の届出)

第6条 運営法人は、年度当初及び生活支援専門員に異動が生じた場合には、従事職員届出書(要綱第3号様式)により、生活支援専門員の氏名等をセンター長に提出しなければならない。

(利用の申込)

第7条 生活支援専門員の派遣の利用を希望する者は、生活支援専門員派遣利用申込書(第1号様式)により、センター長に利用の申込みをしなければならない。

(利用の決定)

第8条 センター長は、前条の規定により、生活支援専門員派遣利用申込書の提出を受けたときは、本事業の利用を希望する者が要綱第4条各号のいずれかに該当するか及び運営法人が対応可能か等を確認し、利用について決定するものとする。

(利用申込者への通知)

第9条 センター長は、前条の決定に基づき、利用を認めるときは生活支援専門員派遣利用承認通知書(第2号様式)により、利用を認めないときは生活支援専門員派遣利用不承認通知書(第3号様式)により、利用申込者宛て通知するものとする。

(利用の取り消し)

第10条 センター長は、利用者が次の各号に該当したときには、利用の承認を取り消すことができる。また、利用の承認を取り消すときは、生活支援専門員派遣利用承認取消し通知書(第4号様式)により、利用者宛て通知するものとする。

- (1) 要綱第4条に掲げる対象者でなくなったとき。
- (2) 生活支援専門員の指示に従わない等、事業の実施に支障をきたす行為を行ったとき。

2 センター長は、利用を承認した者について、利用承認通知書の写しをすみやかに運営法人に通知するものとする。

(派遣期間)

第11条 生活支援専門員の派遣期間は、原則として利用申込のあった年度の3月31日までとする。

2 生活支援専門員の派遣の継続を希望する利用者は、生活支援専門員派遣利用申込書(第1号様式)によりセンター長に派遣継続の申込みをしなければならない。

3 センター長は派遣継続の可否について、第7条の規定により決定するものとする。

(派遣回数)

第12条 生活支援専門員の派遣回数については原則10回とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する

(港北区寄り添い型生活支援事業実施要綱の廃止)

2 港北区寄り添い型生活支援事業実施要綱(平成29年6月6日港北こ第899号)は、廃止する。

第1号様式(第7条)

「港北区寄り添い型生活支援事業」
生活支援専門員派遣利用申込書(新規・継続)

港北福祉保健センター長

港北区寄り添い型生活支援事業(生活支援専門員派遣)の内容及び個人情報等の取り扱いについて承諾したので利用について申し込みます。

ふりがな	
申込者(保護者)氏名	
住 所	〒
電話番号	

利用者(児童・生徒)氏名	性別	学年	通学学校名	備考
ふりがな			学校	

緊急時連絡先(利用者本人や保護者に至急に連絡したいとき使います。)

保護者携帯電話番号	
児童・生徒携帯電話番号 (持っている場合)	

その他

--

■この申込書に御記入いただいた個人情報及びこの事業の御利用における情報は、支援のために必要な範囲で、関係する運営法人及び学校等の関係機関と共有します。
なお、個人情報を利用する際は、横浜市個人情報の保護に関する条例、その他個人情報の保護に関する法令等を守り、適切に取り扱います。

申込日 年 月 日 保護者氏名(直筆)

申請者(保護者)氏名

様

港北区寄り添い型生活支援事業
生活支援専門員派遣利用承認通知書

港北福祉保健センター長

港北区寄り添い型生活支援事業(生活支援専門員派遣)の利用について、承認することを決定しましたので、通知します。

利用者(児童・生徒)氏名			
学校名・学年	学校	年	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
その他			

申請者(保護者)氏名

様

港北区寄り添い型生活支援事業

生活支援専門員派遣利用不承認通知書

港北福祉保健センター長

港北区寄り添い型生活支援事業(生活支援専門員派遣)の利用について、承認しないことを決定しましたので、通知します。

利用者(児童・生徒)氏名		
学校名・学年	学校	年
不承認の理由	1 定員の超過による	
	2 その他	

第 号
年 月 日

申請者(保護者)氏名

様

港北区寄り添い型生活支援事業
生活支援専門員派遣利用承認取消し通知書

港北福祉保健センター長

港北区寄り添い型生活支援事業(生活支援専門員派遣)の利用について、取消ししたことを決定しましたので、通知します。

利用者(児童・生徒)氏名		
学校名・学年	学校	年

取り消しの理由	1 事業の対象者でなくなったことによる
	2 その他